

# 入札公告

藤岡市公告第80号

総合評価落札方式による条件付き一般競争入札を次のとおり行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の6第1項及び藤岡市契約規則（平成11年規則第2号）第3条の規定により公告します。

なお、本公告による入札は電子入札案件として執行します。

令和8年7月1日

藤岡市長 新井雅博

## 1 条件付き一般競争入札に付する事項

別紙入札個別説明書を参照すること（1件）

## 2 入札参加形態

### (1) 落札者の決定方法

本件入札は、自治令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式（入札価格以外の技術力等の要素を評価の対象に加えて、総合的に優れた者を落札者として決定する入札方式）により落札者を決定する。

なお、本件入札に係る総合評価点の算定方法は、別記「総合評価点算定基準（土木関係）」によるものとする。

### (2) 入札参加形態

単体による参加とする。

## 3 入札参加資格

この公告の総合評価落札方式による条件付き一般競争入札（以下「入札」という。）に参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たしている者とする。

- (1) 自治令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 藤岡市における建設工事入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、前号の入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定通知書の有効期間内であること。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者と同一又は当該受託者と資本若しくは人事面において特別な関連がある者でないこと。
- (7) 別紙入札個別説明書に記載してある入札参加の条件に該当する者であること。

#### 4 入札説明書及び設計図書等の配布期間・配布方法等

- (1) 配布期間 令和8年7月1日(水)から令和8年7月10日(金)まで
- (2) 配布方法 ぐんま電子入札共同システム内(入札情報公開システム)又は藤岡市ホームページからダウンロードするものとする。

#### 5 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及び参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)

##### の提出期間及び提出場所・方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、申請書等を次のとおり提出し、本工事に係る入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本工事の入札に参加することができない。

- (2) 申請書等の提出は、次のとおりとする。

ア 提出期間 令和8年7月2日(木)から令和8年7月10日(金)午後4時まで  
ぐんま電子入札共同システムによる。ただし、ぐんま電子入札共同システム運用時間外を除く。

イ 提出方法 ぐんま電子入札共同システムにより「競争参加資格確認申請書」の提出操作をする際に下記に示す藤岡市様式の申請書等を併せて添付すること。

①条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号)

※代表者印等の押印は必要なし

②配置予定技術者等の資格、工事経験等調書(別記様式第3号)

※別紙入札個別説明書に記載してある資格が確認できる配置予定技術者等の資格、工事経験を記載すること。なお、配置可能技術者等が複数いる場合は、候補技術者毎に必要事項を記載することも可とする。

- (3) その他

ア 現場説明会は開催しない。

イ 提出書類に係る費用は、全て申請者の負担とする。

ウ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

エ 提出された申請書等は返却しない。

#### 6 総合評価落札方式評価項目算定資料(以下「算定資料」という。)の提出期間及び提出場所・方法

- (1) 入札に参加しようとする者は、次のとおり算定資料を提出しなければならない。

なお、期限までに算定資料を提出しない者は、本工事の入札に参加することができない。

また、算定資料については、別紙「総合評価点算定基準(土木関係)」を参照するとともに評価項目及び各様式の注意事項に従い作成すること。

提出された算定資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、評価を行い疑義が生じた場合に提出を求めるものは除く。また、提出書類に係る費用は全て申請者の負担とし、提出された算定資料は返却しない。

- (2) 算定資料の提出は、次のとおりとする。

ア 提出期間 令和8年7月2日(木)から令和8年7月10日(金)午後4時まで

ただし、藤岡市の休日を定める条例(平成元年条例第10号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。

イ 提出時間 午前9時から午後5時まで ※ただし、最終日は午後4時まで

ウ 提出場所 藤岡市総務部契約検査課

エ 提出方法 算定資料は直接持参するものとし、郵送又は電送等の方法は認めない。

(3) 提出する算定資料は次のとおりとする。

- ア 総合評価落札方式における評価項目算定資料の提出について（様式第1号）
- イ 価格以外の評定点算定表（様式第2号）
- ウ 企業工事成績対象工事一覧表（様式第3号）
- エ 施工実績評価資料（様式第4号）
- オ 除雪作業等地域貢献実績評価資料（様式第5号）
- カ 配置予定技術者工事成績対象工事（様式第6号）
- キ 配置予定技術者施工実績評価資料（様式第7号）

## 7 入札参加資格の確認通知等

入札参加資格については、申請書等の提出期限後の令和8年7月14日（火）までにぐんま電子入札共同システムにより、競争入札参加資格確認通知書を発行するので、これをもって申請書等は受理されたものとする。

## 8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合には、令和8年7月16日（木）午後3時までに説明申込書（別記様式第5号）を総務部契約検査課に提出すること。なお、説明申込書は直接持参するものとし、郵送又は電送等の方法は認めない。
- (3) (2)により説明申込書が提出されたときは、令和8年7月17日（金）午後5時までに郵送又はFAXで回答する。

## 9 設計図書等に関する質問等

- (1) 設計図書等に関する質問は、設計図書等に対する質問・回答書（別記様式第7号）をもって行うものとする。なお、質問の受付は、令和8年7月16日（木）午後3時までとする。
- (2) 質問書の提出は、総務部契約検査課宛に郵送又はFAXで行うものとする。（FAXで提出の場合には、電話連絡で送受信の確認を行うこと。）
- (3) 質問に対する回答は、令和8年7月17日（金）午後5時までに郵送又はFAXで行う。
- (4) 現場説明会は開催しない。

## 10 入札手続等

別紙入札個別説明書を参照すること（1件）

## 11 入札書の提出等

- (1) 入札書は、ぐんま電子入札共同システムにより期限内に提出すること。
- (2) 入札執行回数は、1回とする。
- (3) ぐんま電子入札共同システムの入札書提出画面において、「提案値」の添付は不要ですので、積算内訳書のみ添付すること。
- (4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き金額）を入札書に記載すること。
- (5) 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

## 1.2 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。
  - ア 本工事の競争入札に参加する者に必要な資格のない者
  - イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
  - ウ 入札に際し不正行為のあった者の入札
  - エ 入札書が入札受付締切日時以降に到着した場合
  - オ 委任状を持参しない代理人のした入札（紙入札移行の場合）
  - カ 記名押印を欠く入札及び金額を訂正した入札（紙入札移行の場合）
  - キ 同一事項に対し2以上の入札（意思表示）をした者の入札
  - ク 1.3に規定する積算内訳書の提出をしない者のした入札又はその規定に従わない積算内訳書を提出した者のした入札
  - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、資格確認後に指名停止措置を受けて入札時点において指名停止期間中である者等、入札時点において競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

## 1.3 積算内訳書の提出

- (1) ぐんま電子入札共同システムにより、当該入札金額に対応した本工事に係る積算内訳書を求めるので、必ず入札書の提出と同時に提出（添付）すること。
- (2) 積算内訳書には、入札日、商号又は名称及び代表者名、工事名、工事場所等を明記すること。（代表者印等の押印は必要なし）
- (3) また、積算内訳書には、入札金額の内訳及びその合計金額（入札書の金額と一致させること。）を記載しなければならない。
- (4) 積算内訳書の書式は任意とするが、参考様式・記載例に準じて作成すること。
- (5) 積算内訳書は、返却しない。
- (6) 積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

## 1.4 落札者の決定方法

- (1) 藤岡市契約規則第7条第1項の規定により定めた予定価格（以下「予定価格」という。）の制限の範囲内の価格をもって有効な入札をした者で総合評価点の最も高い者を落札者とする。
- (2) 総合評価点の最も高い者が2者以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとする。
- (3) この入札は低入札価格調査制度を適用する。
- (4) 総合評価点の最も高い者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、入札参加者に対して保留と宣言をし、低入札価格調査を実施したうえで落札者を決定する。
- (5) 低入札価格調査の対象となった者は、低入札価格調査の実施に協力すること。
- (6) 低入札価格調査を受けることを拒否した者には、指名停止を行うことがある。
- (7) 低入札価格調査の対象となった者がこの工事を施工する能力が無いと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは落札者とししない。
- (8) 低入札価格調査の対象となった者を落札者とししないときは、総合評価点の次順位以降の者について低入札価格調査の実施又は予定価格の範囲内の入札であることを確認したうえで落札者を決定する。

- (9) この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
- (10) 落札者が決定したときは、ぐんま電子入札共同システムから発行する落札決定通知書により通知する。
- (11) 落札者が決定したときは、総合評価落札方式に関する評価調書により公表するものとする。

#### 1.5 その他の事項

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領に基づく指名停止処分を行うことがある。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。
- (3) 同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者としている場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、「資格有り」の確認通知を受けていても入札をしてはならず、「入札辞退」を行うこと。  
なお、技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合、また、落札決定後、配置予定の監理技術者等を適正に配置しない場合は契約を締結せず、藤岡市建設工事等請負業者指名停止等の措置要領に基づく指名停止処分を行うことがある。
- (4) 本入札の詳細については、別紙入札個別説明書によるものとする。
- (5) 令和7年12月12日から積算内訳書に記載する内容が変更されたので注意すること。
- (6) その他、定めのない事項は、自治令、藤岡市契約規則、藤岡市総合評価落札方式試行要領等によるものとする。
- (7) 本入札事務を担当する部局

〒375-8601 藤岡市中栗須327番地

藤岡市役所総務部契約検査課 電話 0274-40-2223 (直通)

FAX 0274-22-1226

## 別添3（第7条関係）

入札個別説明書		
番号31	工事名 市道2272号 道路改良工事	
工事場所	藤岡市岡之郷地内	
工期	契約日から令和9年3月19日（金）まで	
入札参加の条件	<p>(1) 藤岡市内に本店を有する者であること。</p> <p>(2) 建設業法の規定に基づく、<b>土木一式</b>の特定建設業又は一般建設業の許可を有する者であること。</p> <p>(3) 令和8・9年度藤岡市競争入札参加資格申請において、<b>土木一式工事</b>の総合数値が<b>910点以上</b>の者であること。</p> <p>(4) 現場に建設業法に掲げる当該工種に係る監理技術者又は主任技術者を配置できること。（申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。）また、監理技術者の場合は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を受けていること。</p> <p>※請負金額によって、建設業法に基づく監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任配置する必要があるのうえ入札に参加すること。</p>	
工事概要	<p>道路改良工事 L=325.0m</p> <p>プレキャスト床版設置工 L=277.6m</p> <p>管渠型側溝（300×300） L=287.9m</p> <p>地先境界ブロック L=310.3m</p> <p>表層（車道） t=4cm L=313.0m A=182.8㎡</p> <p>表層（歩道） t=3cm L=313.0m A=653.7㎡</p>	
入札及び開札	方 法	ぐんま電子入札共同システムによる電子入札
	入札書受付開始日時	令和8年7月21日（火） 9時00分から
	入札書受付締切日時	令和8年7月27日（月） 16時00分まで
	開札予定日時	令和8年7月29日（水） 10時30分
	場 所	総務部契約検査課内（ぐんま電子入札共同システム）
入札保証金	免除	
契約保証金	必要（請負金額の10分の1以上）※藤岡市契約規則による。	
前払金の有無	有（請負金額の10分の4以内、中間前払金は10分の2以内。）	
部分払の有無	有	
予定価格（税抜）	74,540,000円	
調査基準価格	設定する（入札執行後に公表）	
失格基準価格	設定する（入札執行後に公表）	
積算内訳書提出の有無	有（詳細は入札公告による）	
落札後の契約関係書類の授受	土木課	

別記

## 総合評価点算定基準（土木関係）

### 1 総合評価点の算定方法

総合評価点は、以下の①～③全てを満たす者について、次の算式により算定する。

- ① 評価項目算定資料を提出した者
- ② 入札書が無効でない者
- ③ 予定価格の制限の範囲内の者（失格となった者を除く。）

総合評価点＝価格点＋価格以外の評価点

### 2 評価点の配点

価格点と価格以外の評価点の配点は、次のとおりとする。

- ア 価格点 85点
- イ 価格以外の評価点 15点

### 3 価格点の算定方法

(1) 価格点は、次の算式により算定する。

価格点＝配点（85点）×最低価格／入札価格〔小数点以下第4位を四捨五入〕

(2) 最低価格は各入札者（失格となった者を除く。）の入札金額（消費税を含まない。以下同じ。）のうち最低の金額とし、入札価格は各入札者の入札金額とする。

### 4 価格以外の評価点の算定方法

価格以外の評価点は、入札者が提出した評価項目算定資料（添付書類を含む。）により次の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

#### 【企業関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>①企業工事成績評定</b> 入札日の属する年度の前年度から過去3年間の <b>全ての</b> 藤岡市工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の平均値により評価する。 対象となる評定点がない場合は、平均値を65点とみなす。	5.0点	80点以上	5.0点
		70点を超え80点未満 （小数点 以下第4位 四捨五入）	（平均点-70） ×5.0÷10点
		70点以下	0点
<b>②企業の施工実績</b> 同種工事を元請として施工した実績（特定建設工事共同企業体の構成員としての実績を含む。）により評価する。 <b>同種工事は、「5」の要件による。</b> <b><u>5年以内：公告日より5年以内に完成したもの</u></b> <b><u>(R3.7.2～R8.7.1)</u></b>	2.0点	5年以内の実績あり	2.0点
		5年を超える実績あり	1.0点
		実績なし	0点

<b>③除雪作業等の地域貢献</b> 入札日から過去1年間に藤岡市との除雪作業業務に関する契約の締結の有無、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に藤岡市が管理する道路等の除雪作業に関して緊急な出動の有無により評価する。	1.0点	1年以内の契約締結があり、3年以内の出動実績もある	1.0点
		1年以内の契約締結はある（ない）が、3年以内の出動実績がない（ある）	0.5点
		1年以内の契約締結もなく、3年以内の出動実績もない	0点
小 計	8.0点		

### 【技術者関係評価項目】

評価項目	配点	評価基準	評価点
<b>④配置予定技術者工事成績評定</b> 主任技術者又は監理技術者として携わった、入札日の属する年度の前年度から過去3年間の藤岡市工事成績評定点（特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。）の最高点により評価する。 対象となる評定点がない場合は、最高点を65点とみなす。 <b>同種工事は、「5」の要件による。ただし、金額要件は除く。</b>	4.0点	80点以上	4.0点
		75点以上80点未満	3.0点
		70点を超え75点未満	2.0点
		65点を超え70点未満	1.0点
		65点以下	0点
<b>⑤配置予定技術者の施工経験</b> 同種工事を主任技術者又は監理技術者として施工した経験により評価する。 <b>同種工事は、「5」の要件による。</b> <b>5年以内：公告日より5年以内に完成したもの（R3.7.2～R8.7.1）</b>	1.0点	5年以内の実績あり	1.0点
		5年を超える実績あり	0.5点
		実績なし	0点
<b>⑥配置予定技術者の所有資格</b> 資格の取得状況により評価する。 <b>評価の対象とする資格は「6」の要件による。</b>	2.0点	6（1）に示す資格を所有している	2.0点
		6（2）に示す資格を所有している	1.0点
		所有資格なし	0点
小 計	7.0点		
合 計	15.0点		

## 5 同種工事（工事）

価格以外の評価項目における同種工事は、次の条件に該当する工事とする。

平成28年度以後、公告日までの間に元請けとして完成引渡しが完了した、国、県、市町村発注の土木一式工事（下水道工事を除く、道路新設・改良工事、側溝、水路工事等）において、**請負金額が2,000万円を超える工事実績があること。**

## 6 配置予定技術者の所有資格

(1) 評価項目⑥「配置予定技術者」の2点となる資格は、次の資格とする。

ア 1級土木施工管理技士

イ 1級建設機械施工技士

ウ 技術士（第二次試験のうち技術部門で建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る）又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業土木」又は「森林土木」とするものに限る）のいずれかに合格した者）

(2) 評価項目⑥「配置予定技術者」の1点となる資格は、次の資格とする。

ア 2級土木施工管理技士

イ 2級建設機械施工技士

## 7 評価項目算定資料の取扱い

(1) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができる。この場合、配置予定技術者の施工経験等について提出を求める評価項目算定資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者の工事成績評定、施工経験及び所有資格の評価点は、最も低い評価を受けた者をもって算定する。

(2) 工事成績評定（企業項目①、技術者項目④）については、入札日の属する年度の前年度から過去3年間に成績評定された工事とする。なお、上記の工事成績評定について、不明なものがある場合は、藤岡市に確認することができる。